

指定管理業務点検・評価シート（平成27年度業務）

平成28年11月7日

施設名	倉吉体育文化会館	所在地	倉吉市山根529-2
施設所管課名	地域振興部スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	(公財)鳥取県体育協会	指定期間	平成26年4月1日～平成31年3月31日

1 施設の概要

設置目的	県民の体育及び文化に関する活動の推進
設置年月日	昭和51年 5月29日
施設内容	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地面積：19,720㎡ ・延床面積：体育館 5,889㎡、会館 2,070㎡ ・施設内容：体育館、大研修室、中研修室、小研修室2室、教養室2室
利用料金	(施設ホームページ(http://www.ncn-k.net/kurabun/))のとおり)
開館時間	午前9時から午後10時
休館日	12月29日から1月3日

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・倉吉体育文化会館の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・倉吉体育文化会館の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作） ・利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務 ・スポーツの普及振興
---------	---

3 施設の管理体制

	正職員（常勤職員）：7人、嘱託職員：1人、賃金職員：4人　〔計12人〕
管理体制	<p>館長（正職員1） ——— 次長（正職員2） ———</p> <ul style="list-style-type: none"> ——— 体育指導員（正職員1） ——— スタッフ（正職員3、うち機械管理1） ——— 嘱託職員（1） ——— 賃金職員（パート職員1、夜警員3）

4 施設の利用状況

利用者数（人）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	27年度	16,554	12,859	16,022	16,483	16,819	13,656	23,932	13,946	10,909	13,405	14,110	19,811
26年度	12,747	15,336	17,425	15,844	18,463	15,853	22,073	17,376	14,134	14,344	14,905	14,655	193,155
増減	3,807	-2,477	-1,403	639	-1,644	-2,197	1,859	-3,430	-3,225	-939	-795	5,156	-4,649

利用料金収入（千円）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	27年度	666	892	1,389	2,061	2,116	1,312	2,420	1,317	1,033	1,401	1,404	1,317
26年度	639	834	1,515	1,816	1,826	1,467	1,283	1,195	1,011	1,351	1,392	1,262	15,591
増減	27	58	-126	245	290	-155	1,137	122	22	50	12	55	1,737

5 収支の状況

区 分		27年度	26年度	増 減	
収入	事業収入	施設使用料	17,328	15,591	1,737
		教室参加料	973	1,113	-140
		イベント	322	336	-14
		小 計	18,623	17,040	1,583
	事業外収入	自動販売機手数料	2,622	2,617	5
		県委託料	43,200	43,200	0
雑入		476	481	-5	
小 計		46,298	46,298	0	
計	64,921	63,338	1,583		
支出	人 件 費	37,437	34,410	3,027	
	管理運営費	25,993	27,854	-1,861	
	事 業 費	0	0	0	
	そ の 他	0	0	0	
	計	63,430	62,264	1,166	
収 支 差 額		1,491	1,074		

6 労働条件等

確認項目	状況			備考	
	正職員	嘱託職員	賃金職員		
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	任用条件通知書	任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	無	無	※常時10人以上の労働者を起床する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	7.75時間/日	7.75時間/日	4時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認	使用者の現認	使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	年20日	年20日	無	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	232,714円/月	157,300円/月	34,304円/月	※平均月額を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：選任あり		※業種・規模の要件あり

(参考)

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法に基づくもの）
 - ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区分	取組み内容
施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ・会議室の机をキャスター付に順次入れ替え、様々な使用形態に容易に対応できるようにした。 ・研修室をLEDにした。(大研修室、中研修室)
利用者対応	<ul style="list-style-type: none"> ・職場研修で接遇の向上を重点的に実施するとともに、文化教室の作品や観葉植物を展示し利用者に安らいで頂けるよう取り組んでいる。 ・障がい者が利用しやすいよう全職員が簡単な手話で対応するとともに、障がい者団体の申込はファクシミリでも受付している。 ・相談コーナーを設置し、利用者の意見を取り入れた施設運営を図った。 ・受付を2人体制にし、利用者をお待たせしないスピーディーな受付をしている。
利用者サービス	<ul style="list-style-type: none"> ・パッドゲームスターなどのニュースポーツの用具を導入し、貸出しなどを通じて、その普及促進を図った。 ・託児所を設置(託児付き教室)し、育児中の者にも利用しやすい環境を整えた。
スポーツの普及振興	<ul style="list-style-type: none"> ・トランポリン協会と連携し、トランポリン、リズム体操、マット運動等の教室を開催した。 ・児童センター、公民館、障がい者施設等で出張指導を実施した。 ・ベイビー親子交流教室を開催した。

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	<ul style="list-style-type: none"> ・年間調整会、月調整会(昼・夜)、外部評価委員会での意見収集、モニタリング ・年4回のアンケート調査 ・ホームページの公開、インターネットによる利用申込制度の稼働及び周知活動 ・相談コーナーを設置し、常時利用者から意見等を受付
------------	--

利用者からの苦情・要望	対応状況
建物内にエレベータがなく、不便が多い。	県が年次的に県立体育施設のバリアフリー化を進めている。(H29設置予定)

利用者からの積極的な評価
<ul style="list-style-type: none"> ・楽しい活動が多く、笑顔になる。 ・指導者、スタッフの対応がよい。楽しく教室に参加できる。

9 指定管理者による自己点検

<p>【成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項】</p> <p>①経費の削減</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者委託業務の期間を5年間とした入札を行い、委託料の削減。 ・委託業務の仕様書を再確認し、職員でできるものは職員で実施。(草刈り、芝刈り等の周辺環境整備を職員が行ったり、松の剪定、葉つみ等の専門作業は、中部造園業協会、高等技術専門学校に実習場所として提供し、経費節減) ・節水、節電、コピー用紙のリユースの徹底。 ・修繕、看板等、職員で実施。(タイルの張替え、塗り替え) ・油、ガス、水等のメーターチェックをし記録して節約に努力。 ・LED電球への移行を徐々に進め、節電に努めている。 ・有料広告を実施し、近隣の活性化と利用者の便を図った。 <p>②職員の意識改革</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定管理者制度により危機感が生まれ、コスト意識やサービス意識が向上した。 ・外部、内部講師による接遇研修を実施し、サービス向上を図った。 ・各種スポーツ資格の研修に積極的に参加し、資格取得。 ・希望日が空いてない場合に前後の利用可能日を提案するなど、より利用しやすいように常に利用者側の目線を持つ。 ・安全管理担当者を決め、毎日(午前、午後)に巡回を行った。 ・職員全員が日本障がい者スポーツ指導員中級、初級の資格を取りホスピタリティーある接遇に努めている。 ・外部委託業者との意見交換会により、最新の情報を得ることに努めている。 <p>③利用者の増</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ教室、文化教室の充実や各種イベントの開催等により利用者が増加。 ・休館日を年末年始のみとしたことにより利用者が増加。 ・ウォーキングコースを施設敷地内外周に設置し、多くの人々が利用することにより自然と巡回の役目を果たし、子どもたちの健全育成につながった。 ・連携している団体・個人の口コミによる広報と職員努力。 ・介護予防教室、認知症予防教室等の指導で協力していることによる利用の増加。 <p>④県や関係機関との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の方針や施策との整合を図りながら施設運営。 ・「とっとり就職フェア」準備段階から支援、協力。 ・県社会福祉協議会や県障害者スポーツ協会と連携し、高齢者や障害者等のスポーツ活動、健康増進への取組。 ・様々な県の研修会に出席し、当館が連携・協力することにより、地域貢献できることはないか研修している。 ・子育て支援事業によるキッズルームの開設、親子教室への講師派遣や託児付き教室の実施。 ・子育て支援での小学校、各市町村の保育園等の親子教室に出張した。
--

⑤市民との連携

- ・高齢者生きがいづくりの一環として、スポーツ教室やボランティアリーダー、文化教室の講師として協力いただき、多くの人が参加し、楽しんでいる。また広報、イベント等でも協力して頂き、教室参加者からも好評。
- ・一坪ボランティアによる協力もあり、玄関入り口右側に季節の花が咲き、好評。その他は職員で環境整備。(種、苗等は全て地域の皆さんから頂いたもの)
- ・「軒下セール」をイベントと同時に開催。自分の家で使わないがまだ使える物を他の人に無料で提供、必要なものが手に入るのをお互いに助かると好評。
- ・公民館等のサロン継続のための指導協力。
- ・親子の絆・地域交流ラジオ体操に場の提供。
- ・地区子供会、町内会活動等に協力、また山根公民館の依頼により、防犯のため一部の街灯を24時まで点灯延長。
- ・応援施設との広報協力と連携。

⑥環境配慮活動

- ・T E A S (鳥取県版環境管理システム)を遵守し、施設運営。
- ・当館独自のシュレッダー粉砕紙を花壇に蒔き、雑草を防ぎ、水の節減を図る。関連の県体協施設とも連携。
- ・ペットボトルのふたを回収し再資源化材料として、提供。
- ・テニスボールを回収し、学校の机、椅子の足にかぶせ、カバーにすることで動作時の音を無くし、聴覚障がい児童への影響を軽減するために提供。
- ・施設利用者に積極的に環境保全に関わってもらえるよう「アイドリングストップ」「ゴミ削減」等のお願い、協力の看板、チラシを作成し配布。
- ・リユースとして軒下セールを実施。
- ・エコガーデニングで植栽ごみを花壇でリユース。
- ・T E A S継続審査を受け、合格した。

⑦AED(自動体外式除細動器)の管理

- ・すべての職員が事故に対応できるよう、AED普通救命講習Ⅱを修了し、資格を得る。
- ・スポーツ教室時に参加者と協力して、AEDの訓練を実施。
- ・連絡後1分以内にAEDの持参可能な体制をとった。
- ・救急処置(AED・心肺蘇生法の図解)を自由に持ち帰ることができるようにして普及、啓発。
- ・毎朝職員によるAEDバッテリーの確認をチェック表に記入。月1回音声確認を2人体制で行い点検記録に記入。
- ・施設を安全に使っていただくために応急手当指導員と応急手当普及員3名を置き、全員普通救命講習修了証を持ち、万一に備える体制を整えた。
- ・昼夜の調整会にて利用団体に熱中症とAEDの講習会を開催。

⑧開館時間と休館日の変更

- ・開館時間を大会等の時間に合わせ早朝開館を柔軟に対応したことにより、利用者から好評であった。

⑨外部評価委員会

- ・鳥取県立倉吉体育文化会館外部評価委員会を開催し、要望・意見等の聞き取りを行った。
- ・委員・・・体育館利用者1人、競技団体2人、地域関係者1人、館長(計5人)

10 施設所管課による業務点検

項目	評価	点検結果
[施設設備の維持管理・緊急時の対応等] <input type="checkbox"/> 施設設備の保守管理・修繕 <input type="checkbox"/> 施設の保安警備、清掃等 <input type="checkbox"/> 事故の防止措置、緊急時の対応	4	<ul style="list-style-type: none"> ・定期的に障がい者と一緒に施設点検を行っており、事故防止に積極的に取り組んでいる。 ・利用者が心肺停止になった際、速やかな対応により事なきを得た。また、このことについて消防から表彰を受けた。
[施設の利用の許可、利用料の徴収等] <input type="checkbox"/> 利用の許可 <input type="checkbox"/> 適正管理に必要な利用者への措置命令 <input type="checkbox"/> 利用料金の徴収、減免の実施	4	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者が利用しやすいよう全職員が簡単な手話で対応するとともに、障がい者団体の申込はファクシミリでも受付している。
[その他管理施設の管理に必要な業務] <input type="checkbox"/> 利用受付・案内 <input type="checkbox"/> 附属設備・備品の貸出し <input type="checkbox"/> 利用指導・操作	4	<ul style="list-style-type: none"> ・毎月の利用調整会で利用団体の責任者にAED操作方法研修会を実施している。
[利用者サービス] <input type="checkbox"/> 開館時間、休館日、利用料金等 <input type="checkbox"/> 利用者へのサービス提供・向上策 <input type="checkbox"/> 施設の利用促進 <input type="checkbox"/> 個人情報保護、情報公開 <input type="checkbox"/> 利用者意見の把握・対応	4	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模大会時に正面入り口にコンシェルジュを配置し、きめ細かい対応を行っている。 ・ガラス製造業者と提携したガラスアート教室、地域の書家を招いて書道教室等を開催し、地域の資源を活用して計画以上のイベントに取り組んでいる。 ・上記イベントの提携先と連携しチラシを配布している。また、ボランティアで職員が地域の小中学校等の各種教室の講師を引き受け、訪問先での営業活動に取り組んでいる。
[収入支出の状況]	3	<ul style="list-style-type: none"> ・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
[職員の配置]	4	<ul style="list-style-type: none"> ・各種研修に積極的に参加し、応急手当指導員1名、応急手当普及員4名などの資格取得に繋げている。
[会計事務の状況] <input type="checkbox"/> 不適正事案や事故等の有無 <input type="checkbox"/> 業務報告書(月次)における内部検査結果		

○利用料金等に係る適正な会計事務 (利用券、利用券管理簿の管理など) ○必要な規程類の整備 (会計規程、協定書等で整備が定められている規程など)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 (労働基準、労働安全、障がい者雇用等) ・環境関連法令 (大気、水質、振動、廃棄物等) ・その他の法令 ○県内発注(鳥取県産業振興条例)	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	・協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
総 括	4	

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、優れた管理運営がなされている。

4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。

3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。

2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。

1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、計画・目標、前年度実績を大きく下回っているなど、大いに改善を要する。

※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。